

リスクを最小化する 損害賠償条項（上限・範囲） 交渉・修正案リスト

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

リスクを最小化する 損害賠償条項（上限・範囲）交渉・修正案リスト

損害賠償リスクを制御する 交渉・修正リスト

民法の原則通り（特約なし）の場合、損害賠償の範囲は予見可能な「特別損害」まで広がり、金額も青天井となるリスクがあります。受注側（ベンダー等）としてリスクを最小化するために交渉すべき、3つの修正ポイントをリスト化しました。

1. 賠償範囲の限定（特別損害・逸失利益の排除）

リスク：間接的な被害や、将来得られるはずの利益（逸失利益）まで請求される。

修正案：賠償範囲を「現実に生じた**通常かつ直接の損害**」に限定し、「特別損害、間接損害、逸失利益」を明示的に**除外**する条項を提案します。

2. 賠償額の上限定（ライビリティ・キャップ）

リスク：契約金額を大幅に超える巨額の賠償金を請求され、事業存続が危ぶまれる。

修正案：責任の上限を「本契約に基づき受領した**委託料の総額**」や「過去〇ヶ月分の対価」に留めるキャップ条項（責任制限条項）を追加します。

3. 有効性の確保（免責の例外）

リスク：全面的な免責や極端な制限は、消費者契約法や公序良俗違反により「条項自体が無効」となる。

修正案：「ただし、**故意または重過失**がある場合はこの限りではない」という但し書きを必ず入れ、条項の法的効力を維持します。

リスクを最小化する 損害賠償条項（上限・範囲） 交渉・修正案リスト

【修正案別】条項パターン比較表

相手方から提示された原案に対し、どのように修正すべきかの対照表です。

項目	リスクが高い原案（修正前）	リスクを最小化する修正案
賠償の範囲	「本契約に関連して生じた損害」 （範囲が無制限）	「本契約に関連して生じた 通常かつ直接の損害に限る （特別損害、逸失利益は除く）」
賠償の上限	記載なし （全額賠償）	「甲が受領した 委託料の総額を上限とする 」
免責の例外	記載なし	「ただし、甲に 故意または重過失 がある場合は適用しない」

リスクを最小化する 損害賠償条項（上限・範囲）交渉・修正案リスト

そのまま使える修正条文（推奨版）

上記のリストを反映した、受注側にとって理想的なモデル条文です。

・第〇条（損害賠償）

- 1.甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、**通常かつ直接の損害に限り**（予見の有無を問わず特別損害、逸失利益を含まない）、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2.甲が負う損害賠償責任の総額は、**本契約に基づき甲が受領した委託料の総額を上限とする**。
- 3.前二項の規定は、賠償義務者に**故意または重大な過失**がある場合には適用しない。